

京都府立大学実験安全委員会規程

(平成20年京都府立大学規程第30号)

(設置)

第1条 京都府立大学における実験及び実習(京都府立大学放射線障害予防規程(平成20年京都府立大学規程第15号)及び京都府立大学組換えDNA実験規程(平成20年京都府立大学規程第16号)に定めるものを除く。以下同じ。)に関する安全保持のため、京都府立大学実験安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 実験及び実習の安全保持に関する事項
- (2) 実験に係る廃水に関する事項
- (3) 実験廃棄物に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 公共政策学部から選出された1名の教授
 - (2) 生命環境科学研究科から選出された7名の教授
- 2 前項に定める委員のほか、委員長が学長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。
- 3 第1項各号の委員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第2号の委員のうちから委員会の審議を経て、学長が任命する。

(委員会の招集)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

(部会の設置)

第7条 委員会は、第2条に掲げる事項について、指導、勧告及び監視を行うため、安全監視部会を設置する。

2 部会は、委員のうちから委員会の審議を経て委員長が指名する部会長並びに生命環境科学研究科長の推薦に基づき委員会が指名する生命環境科学研究科の教員により構成する。

3 その他部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事)

第9条 委員会に幹事を置き、管理課長をもって充てる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、管理課施設管理担当において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。